

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	畜産課長 川津章弘	電話番号	0852-22-5135
----------	-----------	------	--------------

事務事業の名称	中小家畜対策事業		
目的	(1) 対象	中小家畜生産者	
	(2) 意図	中小家畜生産者の経営安定	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・養鶏・養豚の生産振興に関する事業、及び養蜂振興法に基づく飼育届の受理と転飼許可に関する事務 ・県内産畜産物の生産拡大と消費拡大推進 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 採卵鶏飼養羽数	目標値		955.0	970.0	985.0	1,000.0	千羽
		取組目標値						
	式・定義 当該年度採卵鶏飼養羽数	実績値	949.0	946.0				
		達成率	-	99.1	-	-	-	%
2	指標名 豚飼養頭数	目標値		38,500.0	39,000.0	39,500.0	40,000.0	頭
		取組目標値						
	式・定義 当該年度豚飼養頭数	実績値	38,328.0	38,149.0				
		達成率	-	99.1	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	641	2,055
うち一般財源 (千円)	641	2,055

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

<ul style="list-style-type: none"> ・養鶏、養豚ともに法人化、企業化が進行しており、大規模農家を中心に増頭羽の計画を策定 ・養蜂については専門的に営農を行っている農家は県内10戸程度であり、県外からの転飼との調整を図りながら、効率的な生産を展開 ・採卵鶏 飼養羽数：平成27年度949千羽 → 平成28年度946千羽 ・養豚 飼養頭数：平成27年度38,328頭 → 平成28年度38,149頭 ・養蜂 平成27年度 飼育届件数201件、転飼許可箇所10件 → 平成28年度 飼育届件数199件、転飼許可11件

6. 成果があったこと（改善されたこと）

<ul style="list-style-type: none"> ・養鶏農家1法人が、クラスター事業を活用し、増羽に向けて畜舎の補改修が行われた ・養豚農家2法人が、クラスター事業を活用し、増頭に向けて豚舎等を新設した ・スマートフォンのアプリ制作による鶏卵の消費拡大のための広報活動を実施し、県内産鶏卵の販売促進を行った ・転飼許可申請者11件に対し、審議会を開催し審議を行い、県内での転飼を許可した

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

<p>①困っている「状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養鶏…鶏卵価格は需要量が顕著に価格に影響するため、経営が不安定である。 ・養豚…施設更新に合わせ規模拡大の要望があるが、地元住民から糞尿処理等への不安が懸念される ・養蜂…県外からの転飼養蜂業者からの転飼許可申請があり、県内の養蜂業者との調整が必要である ・新たに出雲コーチンの特産化に向けた取り組みがあるが、地鶏の定義やブランド化に向けた取り組み方針等が定まっていない
<p>②困っている状況が発生している「原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の鶏卵、鶏肉、豚肉の生産状況や、消費の促進のためのPRが十分でない ・蜜源に対し、転飼養蜂業者と定飼養蜂業者において、蜂群数の調整が必要である ・出雲コーチンについて、関係機関と連携し、ブランド化に向けた取り組みを実施できる体制が整っていない
<p>③原因を解消するための「課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の消費拡大及び、畜産経営への理解醸成のため、県内の鶏卵、鶏肉、豚肉の生産状況等や、消費を促すPRが必要 ・養蜂振興法に基づき、定飼養蜂業者と県内養蜂業者の蜂群の分布を調整 ・関係機関と連携し、地鶏を特産化するための体制づくりと活動方針や推進方策の協議が必要

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

<ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の消費拡大（地産地消）を推進し、県内畜産農家の経営の安定化を図るために、県内産畜産物の消費拡大を関係機関・団体と連携して推進する ・養蜂振興法に基づき、蜜蜂の転飼許可に係る審議会を開催し、県内の養蜂業者と転飼養蜂業者の蜂群の分布を調整について協議を行う ・出雲コーチンを活用した地鶏の生産や消費拡大による特産品の作出を推進するため、出雲コーチン生産を推進する体制を構築する ・出雲コーチンを安定的に生産するため、ブランド化に向けて支援を行う ・また、出雲コーチン生産者の掘り起しを行い、生産基盤の体制強化を行う
